

令和7年度医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金等交付要綱

第1 趣旨

知事は、地域医療提供体制の確保を図るため、経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療施設等の開設者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付又は給付金を支給するものとし、その交付及び支給に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 交付の対象

この要綱において、「医療施設等経営強化緊急支援事業」とは、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）に基づき実施する事業をいう。

この補助金及び給付金（以下「補助金等」という。）は、次の事業に要する経費又は経費相当分を交付の対象とする。

（1）施設整備促進支援

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に補助事業の交付対象となる施設整備に係る本体工事の契約をしている医療機関等であって、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に補助事業の交付対象となる新築、増改築及び改修に着手している者に対して交付する。

（2）分娩取扱施設支援

分娩取扱施設のうち、令和5年度における分娩取扱件数が、平成29年度から令和元年度の3年間における分娩取扱件数の平均を下回っている病院、診療所及び助産所に対して、分娩取扱に要する経費相当分。

（3）小児医療施設支援

令和5年度における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数が、平成29年度から令和元年度の3年間における専ら15歳未満の小児の入院延べ患者数の平均を下回っている小児医療施設に対して、小児科部門の病床に係る経費相当分。

（4）地域連携周産期支援（産科施設）

次の①及び②の基準に適合する産科施設に対して、整備に要する経費相当分。

① 設置基準

整備する産科医療機関については、以下の要件をすべて満たすもの又はこれに準ずるものとする。

- ア 令和6年度において妊産婦の健康診断を実施したこと。
- イ 令和6年度において産後の健康診査及び産後ケアを実施したことが望ましい。
- ウ 令和6年度において分娩を取り扱っていない、又は分娩取扱の継続が困難であること。

② 整備基準

ア 施設

妊婦健診を含む外来診療等に必要なスペースの設置又は改修等を行うものとする。

イ 設備

妊婦健診を含む外来診療等に必要な診察台、超音波診断装置等を整備するものとする。

第3 補助金等額の算定方法

この補助金等の交付額は、次の（1）～（4）のいずれかにより算出された額とする。

（1）施設整備促進支援

施設整備促進支援の交付額は、次により算定する。

- ・別表1の第1欄及び第2欄に掲げる地域医療介護総合確保基金の事業区分I－1（標準事業例5）に該当する施設の整備に関する事業については、同表の第3欄に定める物価高騰を反映した単価と第4欄に定める標準単価との差額に、第5欄に定める基準面積及び第6欄に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。
- ・別表2の第1欄に掲げる医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業については、同表の第3欄に掲げる構造別に、第4欄に定める物価高騰を反映した単価と第5欄に定める現行の交付要綱上の単価との差額に、第6欄に定める基準面積及び第7欄に定める調整率または補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（2）分娩取扱施設支援

分娩取扱施設支援の交付額は、病院又は診療所は1施設あたり2,500千円、助産所は1施設あたり1,000千円を上限とする。

（3）小児医療施設支援

小児医療施設支援の交付額は、施設ごと、許可病床のうち、小児科部門の病床数に1病床あたり25万円を乗じた額を上限とする。

（4）地域連携周産期支援（産科施設）

① 施設

地域連携周産期支援（産科施設のうち施設）の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

| 1 基 準 額 | 2 対 象 経 費 | 3 補 助 率 |
|--------------------|--|---------|
| 1施設当たり 16,800千円 | 令和6年度及び令和7年度における産科医療施設として必要な診療部門（診察室、病室等）の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 | 2分の1 |

② 設備

地域連携周産期支援（産科施設のうち設備）の交付額は、次のアからイにより算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

| 1 基 準 額 | 2 対 象 経 費 | 3 補 助 率 |
|--------------------|--|---------|
| 1か所当たり 7,279 千円 | 令和6年度における妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費（設置費を含む。） | 2分の1 |

第4 交付の条件

この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない（予算項目が異なる事業間の配分変更は認めない。）。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金等と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第20条の規定に

より知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

(9) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、補助金等に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) この補助金等の交付を受けた医療施設等は、県が行う、この補助金等に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

第5 申請手続

この補助金等の交付の申請は、第1号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

第6 変更申請手続

この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第5に定める申請手続に準じ、第1号様式による申請書を令和8年1月20日までに知事に提出するものとする。

第7 交付決定までの標準的期間

知事は、第5又は第6による申請書の提出があったときは、当該交付申請書が到達した日から起算し、原則として1か月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

第8 補助金等の概算払

知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

第9 遂行状況報告

この補助金等のうち、「地域連携周産期支援（産科施設のうち施設）」における事業遂行状況の報告について、補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに第2号様式による遂行状況に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

第10 実績報告

この補助金等の実績報告について、補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（第4の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、「地域連携周産期支援（産科施設のうち施設）」に係る事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金等の交付決定に係る国の会計年度の翌年度

の4月10日までに、知事に提出するものとする。

第11 補助金等の請求

この補助金等の請求について、事業者は、第7号様式による請求書に関係書類を添えて、補助金等交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、知事に提出するものとする。

第12 補助金等の返還

知事は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

第13 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金等所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金等所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（（1）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金等額から減額して報告すること。

（3）消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金等の返還

（2）に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（（1）又は（2）により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第4号様式）により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第14 その他

第2、第3、第5、第6、第9及び第11の規定にかかわらず、特別の事情があると知事が認める場合は、その特別の事情を勘案して知事が別に指示するところにより補助金の交付を受けることができる。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金等から適用する。

(別表1)

【地域医療介護総合確保基金】

| 1 事業区分 | 2 標準事業例 | 3 物価高騰を反映した単価 | 4 標準単価 (1 m ² 当たり) | 5 基準面積 | 6 補助率 |
|---|--------------------------|---------------|----------------------------------|-------------------------------------|-------|
| I 病床の機能・分化・連携のために必要な事業 (1) 医療提供体制の改革に向けた施設の整備等 | 5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備 | 484,000 円 | 360,000 円 | 1 床当たり 25 m ² × 整備病床数 | 2/3 |

(注) 1 第3欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。

- 2 実際の建築単価が第4欄に定める標準単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
- 3 実際の建築単価が第3欄に定める単価を下回り、かつ第4欄に定める標準単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める標準単価との差額により支給額を算出するものとする。
- 4 第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を上回るときは、都道府県事業で補助された面積を限度とし、また、第5欄に定める基準面積が都道府県事業として実際に補助された面積を下回るときは、当該基準面積を限度とする。

(別表2)

【医療施設等施設整備費補助金】

| 1 国庫補助事業 | 2 種目等 | 3 構造別 | 4 物価高騰を反映した単価 | 5 現行の交付要綱上の単価 | 6 基準面積 | 7 補助率 | |
|------------------------------|-------------|--------------------------------------|---------------|---------------|--|-------|--|
| 分娩取扱施設設施設整備事業 | 分娩室、病室、入所室等 | 鉄筋コンクリート | 484,000円 | 264,400円 | (1) 分娩室、病室、入所室等 194 m ² | 2分の1 | |
| | | 木造 | 355,000円 | 264,400円 | | | |
| | 宿泊施設 | 鉄筋コンクリート | 484,000円 | 294,800円 | (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし2室を限度とする。) | | |
| | | 木造 | 355,000円 | 294,800円 | | | |
| 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業） | | 病室の感染対策に係る整備1室当たり | 29,420千円 | 14,546千円 | — | 2分の1 | |
| | | 病棟等の感染対策に係る整備対象面積1m ² 当たり | 484,000円 | 239,300円 | — | | |
| | | 個人防護具保管施設の整備対象面積1m ² 当たり | 484,000円 | 239,300円 | — | | |

- (注) 1 第4欄に定める単価は、当該事業における支給額を算定する際に、限度となる単価である。
- 2 実際の建築単価が第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を下回るときは、当該給付金を支給しない。
- 3 実際の建築単価が第4欄に定める物価高騰を反映した単価を下回り、かつ第5欄に定める現行の交付要綱上の単価を上回るときは、当該建築単価を限度とし、当該建築単価と第4欄に定める物価高騰を反映した単価との差額により支給額を算定するものとする。
- 4 実際の建築面積が第6欄に定める基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。